

# 役員及び評議員等の報酬等に関する規程

社会福祉法人夢21福祉会

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人夢21福祉会の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義等)

第2条 この規程において、次の各号の掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員、評議員選任・解任委員会委員、運営協議会委員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等は、報酬、賞与その他の職務執行の対価としての受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

## (費用)

第3条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

2 役員等が理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会、運営協議会、役員もしくは評議員が指定する法人の会議に出席する場合、交通費等の実費弁償として一律に2,000円を支給する。

ただし理事長および法人の職員を兼務する役員は、この限りではない。

3 役員等が職務の遂行に当たって、旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

## (報酬等の体系)

第4条 役員等の報酬は、月額報酬の他、退職金、役員賞与により構成する。

2 前項の規定に関わらず、通勤に要する定期乗車券または回数券代相当の通勤費を支給する。

## (報酬等の支給)

第5条 役員等に対しては、職務執行の対価として報酬等を支給するものとし、職員兼務役員については、職員給与とあわせて支給することができる。ただし、定款第8条に定めるとおり、評議員に対しては報酬等は支給しないものとする。

2 報酬等は、別表1により定める。

(退職金)

第6条 役員の退職金については次の各号の定めるところによる。

- (1) 社会福祉施設職員等退職手当共済
- (2) 民間職員福祉事業従事者年金共済

(就任または退任等の場合の報酬の取り扱い)

第7条 計算期間の途中で新たに役員に就任した場合、または退任・解任等の場合の当該計算期間の月額報酬は日割計算等を行わず、1ヶ月分を支給する。

(長期欠勤者の報酬)

第8条 病気療養等のため、やむを得ない事情で長期欠勤中の役員の報酬は、原則としてその任期中の従前の額とし、任期満了の時点で減額改定する。

(計算期間並びに支給日)

第9条 役員等への月額報酬の支給計算の期間は毎月1日から月末日迄とする。

- 2 役員等への月額報酬(使用人兼務役員の使用人部分給与を含む)の支給日は毎月12日とする。ただし支給日が休日に当たるときは、これを繰り上げる。
- 3 報酬等は、現金におり本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

(役員報酬の控除)

第10条 前条の規定にかかわらず、次に掲げるものは役員報酬から控除する。

- (1) 源泉所得税、住民税、社会保険料等法令で定めるもの。
- (2) 民間社会福祉事業従事者年金共済の定めるもの。
- (3) その他、法人の立替金等、理事長と協議のうえ決定する。

(役員賞与)

第11条 役員賞与は支給しないものとする。

(臨時緊急措置)

第12条 法人の経営状況が著しく低迷した場合、または社会的に責任を明らかにすべき事態が発生した場合などには、理事会の決議(監査役は監査役間の協議)によって、報酬の減額・一部カット等の措置を取ることがある。

(公表)

第13条 この法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第14条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第15条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

付 則

- 1 この規程は、平成19年4月1日より適用する
- 2 この規程は、平成20年4月1日より変更する。
- 3 この規程は、平成28年4月1日より変更する。
- 4 この規程は、平成29年4月1日より変更する。
- 5 第2条、3条、平成29年11月28日より一部変更する。
- 6 第2条、平成30年6月26日より一部変更する。